

日本放送協会報

2024年4月10日 号 外

主 要 目 次

・ 「日本放送協会令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画」について	1
・ 令和6年度収支予算	2
・ 令和6年度事業計画	13
・ 令和6年度資金計画	34
・ 総務大臣の意見	36
・ NHK経営計画（2024 - 2026年度）	50
・ 国会の附帯決議	55

「日本放送協会令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画」について

〔経 理 局〕

「日本放送協会令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画」については、衆議院では令和6年3月26日(火)、参議院では令和6年3月29日(金)、次のとおり承認されました。

編集・発行 総務局

令和6年度収支予算

予算総則

第1条 日本放送協会（以下、「協会」という。）の令和6年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に掲げる契約種別に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第5に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第6に掲げる支払方法のうち、口座振替、継続振込又はその他の支払方法のうち協会の指定する方法により一括して支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減ずることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。また、第4項又は第5項の規定と重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が支払う場合は、前項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第5に掲げる額を減ずることとする。

3 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第7に定める契約を締結した者が15名以上まとめ、団体としてその代表者を通じ、別表第6に掲げる支払方法のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第1項に定め

る受信料の額から別表第7に掲げる額を減ずることとする。ただし、第5項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第1項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第7に掲げる額を減ずることとする。

4 第1項の規定にかかわらず、住居での放送の受信についての契約を締結している者が、別表第6に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合で、その放送受信契約者又はその者と生計をともにする者が別の住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第6に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合は、当該契約について、第1項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

5 第1項の規定にかかわらず、事業所など住居以外の場所での放送の受信について、同一敷地内で必要なすべてかつ2件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、第1項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得

ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うとき、及び想定し得ない業務の発生により、給与又は他の項の支出がやむを得ず予算額に比し増加するときに限り、経営委員会の議決を経て、給与と他の項の間で相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰越すことができる。

- 2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

- 2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するとき
は、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を
事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設備
の新設、改善に充てることができる。ただし、事業収入の増加額を
資本支出に充てることはできない。

第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少すること
により、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額
は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算において
予定する設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金
が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰
越金を本予算において予定する設備の新設、改善又は事業収支差金
の不足の補てんに充てることができる。

第10条 国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し
増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に
関係ある経費の支出に充てることができる。

第11条 業務に関係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入
があるときは、その金額は、調査研究等に関係ある経費の支出に充
てることができる。

別表第1

令和6年度収支予算書

(一般勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		602,114,817
	受信料	581,019,000
	交付金収入	3,625,103
	副次収入	7,009,357
	財務収入	2,950,357
	雑収入	3,268,000
	特別収入	4,243,000
事業支出		659,193,865
	国内放送費	324,646,501
	国際放送費	20,059,911
	国内放送番組等配信費	12,670,142
	国際放送番組等配信費	2,666,606
	契約収納費	42,915,475
	受信対策費	702,652
	広報費	6,964,553
	調査研究費	6,749,204
	給与	111,947,305
	退職手当・厚生費	39,165,080
	共通管理費	18,874,686
	減価償却費	67,100,000
	財務費	3,750
	特別支出	1,728,000
	予備費	3,000,000
事業収支差金		△ 57,079,048

(資 本 収 支)

(単位 千円)

款	項	金 額
資 本 収 入		128,340,000
	前期繰越金受入れ	28,497,958
	減価償却資金受入れ	67,100,000
	資 産 受 入 れ	1,936,000
	建設積立資産戻入れ	30,806,042
資 本 支 出		128,340,000
	建 設 費	127,240,000
	出 資	1,100,000
資 本 収 支 差 金		—

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、5,978億7,181万7千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,574億6,586万5千円であり、経常収支差金は、△595億9,404万8千円である。

事業収支差金△570億7,904万8千円については、放送法第73条の2第2項本文の規定により還元目的積立金の一部をもって補てんする。

なお出資に該当する11億円については、資本収支において、同様に措置する。

(有料インターネット活用業務勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		5,654,386
	放送番組等有料配信収入	5,654,386
事業支出		5,563,301
	放送番組等有料配信費	5,283,222
	広告費	49,260
	給与	97,996
	退職手当・厚生費	30,052
	共通管理費	100,781
	減価償却費	1,990
事業収支差金		91,085

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金額
資本収入		1,990
	減価償却資金受入れ	1,990
資本支出		1,990
	建設費	1,990
資本収支差金		—

事業収支差金 9,108 万 5 千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

(受託業務等勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		1,218,080
	受託業務等収入	1,218,080
事業支出		1,010,632
	受託業務等費	1,010,632
事業収支差金		207,448

事業収支差金 2 億 744 万 8 千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別

地上契約	地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
衛星契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

別表第3 受信料額（消費税込額）

契約種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,100円	6,309円	12,276円
衛星契約	1,950円	11,186円	21,765円
特別契約	860円	4,934円	9,599円

別表第4 受信料額（沖縄県）（消費税込額）

契約種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	965円	5,539円	10,778円
衛星契約	1,815円	10,416円	20,267円

別表第5 多数契約一括支払における割引額（消費税込額）

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に 1件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
10件以上	300円	90円

衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約又は特別契約の契約件数が9件である場合は、その衛星契約又は特別契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

なお、予算総則第2条第2項の規定を第4項又は第5項の規定と重ねて適用し、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が7件、8件若しくは9件である場合、又は特別契約の契約件数が8件若しくは9件である場合は、衛星契約又は特別契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。（契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約又は特別契約については、予算総則第2条第2項の規定を第4項又は第5項の規定と重ねて適用する場合の減額後の受信料額を用いる。）

別表第6 支払方法

口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
クレジットカード等継続払	協会の指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行う支払
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会が定期的に送付する払込用紙（電磁的方法により提供される場合を含む）を用いて、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払
その他の支払方法	協会の指定する金融機関等を通じて又は協会の指定する場所で行う支払
	重度の障害により継続振込による支払が困難な者等、別に定める要件を備えた放送受信契約者の住所又はその者があらかじめ放送局に申し出た場所で行う支払

別表第7 団体一括支払における割引額（消費税込額）

契約種別	割引額
衛星契約	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり
特別契約	月額 180円

令和 6 年度 事業計画

1 計画概説

経営計画の初年度となる令和 6 年度は、自然災害の激甚化やフェイクニュースのまん延、激動する世界情勢などメディアを取り巻く環境が変化するなか、健全な民主主義の発達に資するため、情報空間の参照点を提供すること、そして信頼できる多元性確保へ貢献することを基軸として、経営計画に基づいた事業運営を着実に実施する。

事業運営にあたっては、適切な資源管理とデジタル技術の活用等によりコンテンツの質と量を確保し、コンテンツ価値の最大化を図る。命と暮らしを守る報道の深化に取り組むとともに、多様で質の高いコンテンツで公共的価値を創造する。また、国際発信を再強化し、日本の視座を発信するとともに、全国ネットワークを生かして地域の姿を多元的に伝えるほか、ユニバーサル放送・サービスの提供の充実にも取り組む。

インターネット活用業務は、実施基準に示した費用の範囲の中で、国内及び国際向けコンテンツを効果的に提供する。

協会の主たる財源である受信料の公平負担の徹底を図るため、時代に即した新たな営業アプローチを推進し、受信料収入を確保するとともに、副次収入・財務収入の増加など、財源の多様化を図る。

NHKグループ全体でガバナンスの強化を図り、アカウントブル

な経営を徹底するなど、視聴者・国民から信頼される協会の組織運営に努める。また、令和6年度に情報棟の建物竣工を控える東京・渋谷の放送センターの建替えを着実に推進していく。

なお、インターネット活用業務は、放送法に基づき策定し総務大臣に届け出るとともに公表する実施計画にのっとり実施する。

- (1) 放送センターの建替えを進めるとともに、緊急報道や番組の充実、番組配信のための設備や大規模災害時等においても安定的な放送・サービスを継続するための設備及び地域放送会館の整備等を行う。
- (2) 国内放送は、公共放送の基本を堅持し、その使命を果たすために、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る放送・サービスに全力で取り組み、安全で安心な暮らしに貢献する。幅広い世代の期待にこたえる多彩で質の高い番組を編成するとともに、国内外の課題や最新事情を早く、深く、わかりやすく伝え、社会の基本情報の提供や民主主義の基盤となる多様な価値観への相互理解の促進といった、公共メディアの役割を果たす。地域で暮らす人の視点から、役立つ情報、関心の高いテーマ、課題等を積極的に取り上げ、地域の今を視聴者に伝えていく。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図る。

- (3) 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で公平・公正な情報や幅広い分野の番組を多様な媒体を通じて発信するなど、海外発信強化に取り組むとともに、効率的な番組制作に努め、国際社会の日本に対する理解を促進する。
- (4) 国内放送番組等配信は、放送を補完してその効果・効用を高め、国民共有の財産である放送番組等を広く国民に還元するなど、放送法第15条に掲げられた目的を達成するために実施する。環境の変化や技術の進歩発達に適宜対応しながら、情報空間の参照点を提供する役割を果たしていくために、放送番組及び番組の理解増進情報の提供等を行う。
- (5) 国際放送番組等配信は、情報を効率的・効果的に届けることができるインターネットの特性を生かし、全世界へ向けて放送番組等を提供するとともに、多言語化を進め、世界の人々に向けて質の高いサービスを届ける。
- (6) 受信料の公平負担の徹底と営業経費の抑制のため、時代に即した新たな営業アプローチを推進し、効率的な契約・収納活動に取り組むとともに、受信料収入の確保に努める。
- (7) 調査研究については、新たな放送・サービスの創造に資する放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に

寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

- (8) 情報空間の多元性確保の基幹となる二元体制維持に向けて、放送ネットワーク効率化のための出資を行う。
- (9) 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。
- (10) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。
- (11) 視聴者・国民から信頼される協会の組織運営に向け、信頼をつくり出す現場マネジメント及び説明可能・アカウンタブルな経営マネジメントを進める。

2 建設計画

建設計画については、総額 1,272 億 4,000 万円をもって施行する。

(1) 新放送・衛星放送施設整備計画

衛星テレビジョン放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、1,000 万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画

テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備を整備するとともに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、53億8,000万円である。

(3) ラジオ放送網整備計画

外国電波による混信等の受信状況を改善するための中波放送局及びFM放送局の建設調査を行うとともに、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。また、災害に備えた中波放送局の建設を行う。

これらに要する経費は、15億9,000万円である。

(4) 放送会館整備計画

放送センターの建替えについては、第1期の建設工事及び放送設備整備を進める。地域放送会館については、高知サブステーションの整備等を実施する。

これらに要する経費は、835億5,000万円である。

(5) 放送番組設備整備計画

緊急報道対応設備や番組の充実、番組配信のための設備を整備する。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行うほか、安定的な放送・サービスを継続するための設備を整備する。

これらに要する経費は、215億3,000万円である。

(6) 研究施設・一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。

これらに要する経費は、147億3,000万円である。

(7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、4億5,000万円である。

3 事業運営計画

(1) 国内放送

ア 番組関係

(ア) 地上テレビジョン放送

総合テレビジョンは、公共メディアの基幹波として、暮らしの安全を支える信頼できる情報の担い手の役割を果たし、正確・迅速かつ公平・公正で社会の指針となるニュースや、文化・娯楽・スポーツ等の多彩な番組を編成する。また、様々な手法で社会的な課題の解決に取り組むなど、公共的価値を提供する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

教育テレビジョンは、子供から大人までの学びを支援するチャンネルとして、幅広い世代に向けた教育、福祉、教養、趣味、実用等、多彩な番組を編成する。番組とインターネットとの連携強化、配信コンテンツの充実も継続して、視聴者のライ

フスタイルに寄り添い、多様な形で学びの機会を提供する。また、誰もが楽しめるユニバーサル放送・サービスをより充実させる。放送時間は、1日19時間を基本とする。

(イ) 衛星テレビジョン放送

NHK BSは、多彩な驚きと感動に出会えるチャンネルとして、自然、紀行、歴史、ドラマ等個性あふれるエンターテインメント、多彩なスポーツ、世界の「いま」を迅速かつ多角的に伝える国際情報等、これまでのBSプレミアムとBS1の魅力を凝縮したバラエティー豊かな番組を編成する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

NHK BS プレミアム4Kは、本物感・臨場感あふれる映像文化の殿堂として、自然、紀行、歴史、芸術、ドラマ、生中継等、超高精細映像の特徴を生かした見ごたえのあるコンテンツを多彩に取りそろえる。また、協会が保有する貴重な映像資産を4Kリマスター技術でよみがえらせて、新たな価値を付加したアーカイブス番組として提供する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

BS8Kは、世界最先端の映像メディアチャンネルとして、新しい映像体験となるような多彩なジャンルの番組を提供する。貴重な文化財や優れた芸術を最高水準の8K映像で記録

し、放送以外の手段でも提供して、社会貢献の役割を果たす。

放送時間は、1日12時間10分を基本とする。

(ウ) ラジオ放送

ラジオ第1放送は、安全・安心を担う音声基幹波として、命と暮らしを守る情報をいち早く届ける。また、多様なジャンルの番組をバランスよく提供し、様々な世代の聴取者に支持されるよう編成する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

ラジオ第2放送は、生涯学習波として、多様な知的欲求にこたえる番組を編成する。語学番組の充実やインターネットとの効果的な連携により、利用しやすい形で学びの機会を提供する。放送時間は、1日17時間を基本とする。

F M放送は、音楽・芸能や文化・教養・教育まで幅広いジャンルで専門的な番組を編成する。また、災害等の緊急時には、ラジオ第1放送とも連携して機動的な編成を行う。放送時間は、1日24時間を基本とする。

(エ) 地域放送

地域放送は、地域に密着したニュースやきめ細かな生活情報番組、地域の課題と向き合う番組等を放送するとともに、地域の魅力を全国に向けて発信する。また、大規模災害時には、きめ細かな情報を提供して人々の命と暮らしを守る。地域向け放

送時間は、総合テレビジョンで1日2時間、ラジオ第1放送で1日2時間15分、FM放送で1日40分を基本とする。

(オ) 補完放送

データ放送は、総合テレビジョン、教育テレビジョン、NHK BSの各波で実施し、安全・安心情報を充実させるとともに、各波の特色に合わせたコンテンツを展開する。

テレビジョン放送による聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送については、サービスの充実を図る。また、主として視覚障害者向けの解説放送、2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。

ワンセグ（主に携帯・移動端末向けサービス）は、総合テレビジョン及び教育テレビジョンで実施し、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。ワンセグのデータ放送では、地域ごとのニュース・気象情報や地震・津波情報等を提供する。

(カ) 放送番組の提供等

放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体及び伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成に合わせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これら番組関係に要する経費は、番組制作に2,279億2,255万円、番組の編成企画等に226億5,186万5千円で、総額2,505億7,441万5千円である。

イ 技術関係

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の効率的な保守運用を図る。

これら技術関係に要する経費は、総額740億7,208万6千円である。

以上により、国内放送費総額は、3,246億4,650万1千円となる。

(2) 国際放送

国際放送は、正確で公平・公正な情報をテレビジョン及びラジオを通じて発信し、日本とアジアを中心に世界の情勢を幅広い人々へ伝える。

外国人向けテレビジョン国際放送では、日本の視座に立った信頼される確かな情報を発信することで、国際社会に多角的な視点を提供し、相互理解に貢献する。また、グローバルな課題について日本の先進的な取り組みを発信し、持続可能な社会の構築に寄

与するとともに、日本の地域や文化の魅力・価値を掘り下げて伝える。また、国内放送と連携したNHKならではの良質な番組の発信を推進するとともに、災害時等の緊急報道では、総合テレビジョン放送との連携やデジタル活用により、訪日・在留外国人に向けた安全・安心を支える情報を発信する。あわせて、受信環境の整備を行い、視聴できる地域の拡大に努めるとともに、国内外で外国人向けテレビジョン国際放送の認知向上のため広報活動を推進する。放送時間は、1日23時間以上を基本とする。

日本語による邦人向けテレビジョン国際放送では、ニュース・情報番組を通じて、1日5時間程度、海外の日本人が必要とする国内外の最新情報を提供する。また、大規模な自然災害や事件・事故等の緊急事態が発生した場合は、迅速に国内ニュースの同時放送を行い、的確な情報の提供に万全を期す。

このほか、邦人に向けて海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。

ラジオ国際放送では、日本及び世界の最新の動向や幅広い情報を伝えるニュース・番組の充実を図るとともに、短波に加え、中波やFM波など地域の特性に応じた多様な手段で伝える。また、訪日・在留外国人に向けてラジオ第2放送と連携し、最新情報を伝える。放送時間は、外国人向け放送と邦人向け放送を合わせ

て、1日76時間6分を基本とする。

このほか、海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。

これらに要する経費は、総額200億5,991万1千円となる。

(3) 国内放送番組等配信

人々の命と暮らしを守るためのニュースや防災情報の発信に取り組みとともに、深い番組理解につながるコンテンツや放送した番組等の提供、放送番組の周知を行う。

地上テレビジョン常時同時配信と地上テレビジョン見逃し番組配信サービスを提供し、放送番組の視聴機会の拡大を図る。また、地方向けに放送された番組の一部を全国に向けて提供する。

ラジオ第1放送、ラジオ第2放送及びFM放送の放送番組の同時配信と聴き逃し番組配信サービスを行う。

地上及びNHK BSのハイブリッドキャストやNHK BSプレミアム4K及びBS8Kのデータサービス等を通じて、インターネットに接続されたテレビジョン受信機に向けたサービスを行う。

このほか、他の放送事業者が行う配信業務に協力するよう努める。

これらに要する経費は、総額126億7,014万2千円となる。

(4) 国際放送番組等配信

外国人向けテレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の放送番組の同時配信と既放送番組の配信、在外邦人向けテレビジョン国際放送の一部放送番組の同時配信と見逃し番組配信、国際放送の番組の理解増進情報の提供を行う。

アプリケーションやウェブサイトの改良に取り組み、災害時のインターネット発信をさらに充実させる。また、外部プラットフォームを通じた発信を強化するとともに、自動翻訳技術による字幕を付与した放送番組を同時配信するなど、多言語によるサービスの充実を図る。

このほか、海外の配信事業者等への放送番組の提供を行う。

これらに要する経費は、総額 26 億 6,660 万 6 千円となる。

(5) 契約収納

受信料の公平負担の徹底と営業経費の抑制のため、時代に即した新たな営業アプローチを推進し、デジタル・書面・対面等、様々な施策を組み合わせることにより、効率的な契約・収納活動に取り組む。

これらに要する経費は、総額 429 億 1,547 万 5 千円となる。

(6) 受信対策

良好な受信環境の確保に向けて、受信相談への対応や最新の放送技術情報の提供等、視聴者への受信サービス活動を展開する。

これらに要する経費は、総額 7 億 265 万 2 千円となる。

(7) 広 報

視聴者との結びつきを一層強化し、多様な意見を効率的かつ効果的に把握して、放送・サービス等の事業運営に適切に反映させる。また、公共メディアや受信料制度への理解促進に向けて、多様で効果的な広報活動を推進する。

これらに要する経費は、総額 69 億 6,455 万 3 千円となる。

(8) 調査研究

放送技術の研究については、AIを活用したコンテンツ制作支援技術、人にやさしい放送・サービスを実現するための研究、放送通信融合サービスなど新たなメディア環境に対応する技術、新しいコンテンツ体感技術の研究開発を行う。

放送番組の研究については、社会・政治・生活に関する世論調査やコンテンツへの多様な接触を把握する調査を進めるなど、放送・サービスの向上に寄与する調査研究を行う。

これらに要する経費は、総額 67 億 4,920 万 4 千円となる。

(9) 給 与

給与については、要員数の減等により、総額 1,119 億 4,730 万 5 千円となる。

(10) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職給付費の減等により、総額 391 億 6,508 万円となる。

(11) 共通管理

共通管理については、業務改革の推進による減等により、総額 188 億 7,468 万 6 千円となる。

(12) 有料インターネット活用業務

放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。

このほか、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に、放送番組等を有料で提供する。

これらに係る収入は 56 億 5,438 万 6 千円、支出は 55 億 6,330 万 1 千円である。

(13) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は 12 億 1,808 万円、支出は 10 億 1,063 万 2 千円である。

(14) 信頼をつくり出す現場マネジメント及び説明可能・アカウンタブルな経営の徹底

一人ひとりをプロフェッショナルとして尊重し、高い専門性に基づく現場力の強化に取り組む。ダイバーシティ確保も含め、多様な価値を生み出せる人材を育成する。

アカウンタブルな経営の徹底のため、ルール順守を徹底する組織風土の定着や、経営委員会・監査委員会によるガバナンスの強化を進める。

4 受信契約件数

(1) 地上契約

ア 有料契約見込件数

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増	減
年度初頭契約件数	19,169,000	19,459,000	△	290,000
年度内新規契約件数	750,000	750,000		0
年度内解約件数	930,000	1,040,000	△	110,000
年度内増加契約件数	△ 180,000	△ 290,000		110,000
年度末契約件数	18,989,000	19,169,000	△	180,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増	減
年度初頭免除件数	2,359,000	2,337,000		22,000
年度内新規免除件数	289,000	408,000	△	119,000
年度内解約件数	337,000	386,000	△	49,000
年度内増加免除件数	△ 48,000	22,000	△	70,000
年度末免除件数	2,311,000	2,359,000	△	48,000

(2) 衛星契約

ア 有料契約見込件数

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増	減
年度初頭契約件数	21,789,000	21,968,000	△	179,000
年度内新規契約件数	490,000	530,000	△	40,000
年度内解約件数	680,000	709,000	△	29,000
年度内増加契約件数	△ 190,000	△ 179,000	△	11,000
年度末契約件数	21,599,000	21,789,000	△	190,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
年度初頭免除件数	768,000	696,000	72,000
年度内新規免除件数	101,000	174,000	△ 73,000
年度内解約件数	93,000	102,000	△ 9,000
年度内増加免除件数	8,000	72,000	△ 64,000
年度末免除件数	776,000	768,000	8,000

(3) 特別契約

有料契約見込件数

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
年度初頭契約件数	15,000	16,000	△ 1,000
年度内新規契約件数	0	0	0
年度内解約件数	0	1,000	△ 1,000
年度内増加契約件数	0	△ 1,000	1,000
年度末契約件数	15,000	15,000	0

(参考 1)

有料契約見込総数

区 分	地上契約	衛星契約	特別契約	合 計
年度初頭契約件数	19,169,000	21,789,000	15,000	40,973,000
年度内増加契約件数	△ 180,000	△ 190,000	0	△ 370,000
年度末契約件数	18,989,000	21,599,000	15,000	40,603,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	地上契約	衛星契約	合 計
年度初頭契約件数	206,000	155,000	361,000
年度内増加契約件数	0	2,000	2,000
年度末契約件数	206,000	157,000	363,000

(参考 2)

支払方法別受信契約件数

(1) 地上契約

区 分	口座振替	クレジット カード等継続払	継続振込	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	11,652,000	3,951,000	2,450,000	1,116,000	19,169,000
年度内増加契約件数	△ 340,000	△ 10,000	100,000	70,000	△ 180,000
年度末契約件数	11,312,000	3,941,000	2,550,000	1,186,000	18,989,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合計
年度初頭契約件数	96,000	29,000	40,000	41,000	206,000
年度内増加契約件数	△ 2,000	2,000	△ 3,000	3,000	0
年度末契約件数	94,000	31,000	37,000	44,000	206,000

(2) 衛星契約

区 分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合計
年度初頭契約件数	11,458,000	3,859,000	5,917,000	555,000	21,789,000
年度内増加契約件数	△ 360,000	50,000	80,000	40,000	△ 190,000
年度末契約件数	11,098,000	3,909,000	5,997,000	595,000	21,599,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合計
年度初頭契約件数	71,000	25,000	47,000	12,000	155,000
年度内増加契約件数	△ 1,000	0	2,000	1,000	2,000
年度末契約件数	70,000	25,000	49,000	13,000	157,000

(3) 特別契約

区 分	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数	9,000	6,000	15,000
年度内増加契約件数	0	0	0
年度末契約件数	9,000	6,000	15,000

5 要員計画

区 分	要 員 数
事 業 運 営 関 係	9,999 人
建 設 関 係	169
合 計	10,168

要員数については、年度内 50 人の純減を見込んだものである。

令和6年度資金計画

1 資金計画の概要

令和6年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料等による入金総額8,308億8,805万8千円、事業経費、建設経費等による出金総額8,404億3,270万4千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算5,810億1,900万円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額5,717億4,423万7千円を予定する。

このほか、固定資産売却代金47億8,760万9千円、国際放送関係など交付金収入36億2,510万3千円、有価証券の償還1,610億円、受取利息その他の入金897億3,110万9千円を見込む。

以上により、入金額は、総額8,308億8,805万8千円である。

3 出金の部

事業経費5,862億1,862万2千円、建設経費1,272億4,000万円、出資11億円、有価証券の購入500億円、納付消費税その他の出金758億7,408万2千円を合わせ、出金額は、総額8,404億3,270万4千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前期末資金有高	66,596,104	93,159,736	77,659,193	84,655,509	—
2 入 金	255,414,536	173,358,157	238,657,506	163,457,859	830,888,058
受信料	163,127,798	125,524,329	153,313,614	129,778,496	571,744,237
固定資産売却代金	149,840	1,869,316	1,551,213	1,217,240	4,787,609
交付金収入	1,401	15,602	1,803,568	1,804,532	3,625,103
有価証券償還	57,700,000	29,200,000	62,300,000	11,800,000	161,000,000
受取利息その他の 入金	34,435,497	16,748,910	19,689,111	18,857,591	89,731,109
3 出 金	228,850,904	188,858,700	231,661,190	191,061,910	840,432,704
事業経費	163,131,819	148,882,051	143,993,942	130,210,810	586,218,622
建設経費	30,823,312	12,170,581	51,593,396	32,652,711	127,240,000
出 資	—	—	1,100,000	—	1,100,000
有価証券購入	15,000,000	10,000,000	15,000,000	10,000,000	50,000,000
納付消費税その他 の出金	19,895,773	17,806,068	19,973,852	18,198,389	75,874,082
4 期末資金有高	93,159,736	77,659,193	84,655,509	57,051,458	—

日本放送協会令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

放送法（昭和25年法律第132号）第70条第2項の規定に基づき、
日本放送協会令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

令和6年2月

総 務 大 臣

日本放送協会令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画
に付する総務大臣の意見

日本放送協会（以下「協会」という。）は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法（昭和25年法律第132号）で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送の担い手としての社会的使命を果たすとともに、事業構造改革及び信頼される組織運営の実現を目指し、「NHK経営計画 2024-2026年度」（以下「中期経営計画」という。）に基づいて、徹底的な改革を行うことが求められている。

協会の令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画については、令和5年10月に値下げされた現行の受信料額を維持しつつ、事業収支差金570億円の赤字等に対して還元目的積立金も活用し、視聴者への還元を行う点は評価できる。

予算の執行に当たっては、公共放送として提供する放送番組の質を維持しつつ、引き続き、公共放送の役割を果たすために必要な事業規模について不断の見直しを行い、事業経費の一層の合理化・効率化に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を着実に進め、受信料収入と事業規模との均衡を早期に確保していく

ことが求められる。

本年1月に発生した令和6年能登半島地震においては、災害時における放送の役割の重要性が再認識されたところであり、協会は、重要な公共インフラを提供する者としての使命を自覚し、引き続き将来の災害に備えることが求められる。

また、現在、ブロードバンドの普及やインターネット動画配信サービスの伸長等に伴い、国民・視聴者の視聴スタイルが大きく変化し、情報空間が放送だけでなくインターネットへと広がっている。こうしたデジタル時代において、協会は、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、民間放送事業者との二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うとともに、メディアの多元性にも配慮しつつ、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を国民・視聴者に提供することが求められる。

さらに、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、上述の公共放送の担い手としての社会的使命を果たしつつ、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」を一体的に改革することに不断に取り組むことが求められる。

特に以下の点について配意すべきである。

1 国内放送番組の充実

- 放送番組の編集に当たっては、公共放送の担い手としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、放送法を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道を行うことにより、国民・視聴者の負託に的確に応えること。
- 令和5年5月15日に放送した「ニュースウオッチ9」において、視聴者を誤認させる不適切な伝え方が行われ、同年12月5日に放送倫理・番組向上機構（BPO）放送倫理検証委員会から「放送倫理違反があった」との意見が出されており、再発防止の徹底に向けた取組を引き続き着実に実施すること。
- 近年、大規模自然災害が多発しており、災害情報の迅速かつ確実な提供の重要性が高まっていることを踏まえ、大規模自然災害発生時に、国内に在住する外国人も含め、国民・視聴者に向けて、あらゆる手段できめ細かな情報提供を行うこと。その際、災害による停電時の情報入手手段としてラジオが有用であることも踏まえ、引き続き、テレビ、ラジオ及びインターネットを適切に使用すること。
- 少子高齢化や過疎化の進行等様々な課題に直面する地域社会への貢献や地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、多様な自然・歴史・文化・人々の暮らしなどそれぞれの地域ならで

はこの魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツを充実させ、そうしたコンテンツの国内外に向けた積極的発信に一層努めること。

- 字幕放送、解説放送及び手話放送については、総務省が令和5年10月に改定した普及目標を踏まえ、拡充に努めること。特に、災害報道、国会中継及び地域放送局における字幕放送や手話放送などの一層の充実に取り組むこと。また、音声認識技術による自動字幕制作システム、生放送番組にも対応可能な新たな解説放送サービス、CGを用いた手話アニメーションの自動生成技術等、これまで実施してきた研究成果の早期の実用化や視聴覚障害者等向け放送サービスの普及に関する研究を推進すること。
- 4K・8K衛星放送については、普及に向けて、引き続き、4K・8Kならではのコンテンツの制作や受信環境整備に資する取組を積極的に行うとともに、他の放送事業者、受信機メーカー等の関連団体・事業者と連携しながら、公共放送の担い手としての先導的役割を果たすこと。

2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化等

- ロシアによるウクライナ侵略やイスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突等の国際情勢、偽・誤情報の影響等を踏まえ、我が国の重

要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっている。我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進、在外邦人の安全確保、国際社会における我が国のプレゼンス向上等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化や放送番組の海外事業者への適正な提供を図ること。

- 「NHKワールド JAPAN」については、積極的に国内外の視聴拡大を図ることが重要であり、外国で視聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保等を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたニュース番組の充実、訪日外国人向けの日本語教育番組や我が国及び地域の実情・魅力を伝える番組の充実、信頼できる情報発信主体として我が国やアジアの視点で情報発信する取組の充実を図ること。
- 海外への情報発信に当たっては、世界各地のニーズや視聴実態等を検証した上で定めた具体的指標を踏まえ、衛星放送、ケーブルテレビ、インターネット配信等の様々な手段を適切に組み合わせ、視聴者へのリーチの確保とコスト負担の軽減の両立を図ること。
- 国際放送の安定的な実施を確保するため、設備の維持管理や運用体制の構築に万全を期すこととし、安定的な運用の確保に向け、今

後予定されている八俣送信所の送信設備の移行工事については、迅速かつ確実な対応に努めること。

3 インターネット活用業務の適切な実施及び関係者間連携等

- 情報空間がインターネットへと広がるデジタル時代において、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、我が国の放送全体の発展に貢献するという協会の役割を踏まえ、我が国コンテンツ産業の競争力強化に貢献するとともに、視聴者が継続的・安定的に協会の放送番組を視聴できるよう、インターネット活用業務の在り方について検討を進めていくこと。
- インターネット活用業務については、令和4年4月から、地上テレビジョン放送について原則全ての放送時間での同時配信が始まったところであり、引き続き、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って、インターネット活用業務実施基準に基づき、適正な規模の下で節度をもって事業を運営するとともに、インターネット活用業務の実施により得られた知見等の成果については、広く社会全体に裨益するよう適切に公表すること。
- インターネット活用業務に係る民間放送事業者との連携・協力については、放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体化を図ること。

- 地方向け番組の配信については、「2024年度（令和6年度）インターネット活用業務実施計画」（令和6年1月9日）において、18時台のニュースの見逃し配信について、全ての放送局の番組配信を実施するとされているところ、引き続き地方向け番組の配信の充実に努めるとともに、災害情報の多元的な伝達手段確保の観点から、災害報道のインターネット同時配信の充実に努めること。
- 協会の保有する放送番組等については、受信料を負担する国民・視聴者にとっての貴重な資産であることを踏まえ、NHKオンデマンドサービスをはじめ、多様なメディアを通じてその積極的な利活用を図ること。

4 経営改革の推進

- 音声波の整理・削減については、中期経営計画に基づく削減時期・方法を具体化するよう、音声波の災害時における役割や聴取者への影響を考慮しつつ検討を進めること。
- 「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」（令和4年10月改定）等に基づき、子会社に適切に配当を行わせるよう徹底すること等により、利益剰余金が協会に適切に還元されるよう努めること。
- 子会社・関連会社を含む「グループ経営」については、令和4年

12月に設立した「株式会社NHKメディアホールディングス」、令和5年4月に関連公益法人等を統合して設立した「NHK財団」の効果のほか、子会社・関連会社が実施している業務の適正性や保有する資産の効率性について随時検証を行い、必要な見直しを行うこと。

- 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水準・人員配置・人材活用・経理手続の確保、調達に係る取引の透明化・経費削減、外部制作事業者の活用等について、取組を着実かつ徹底的に進めること。特に、子会社等との間で高止まりしている「随意契約比率」を引き下げることにより、より競争性の高い調達を実現することや、情報公開等による透明性の向上についても一層の取組を進めること。また、協会内外においてコンテンツ制作に係る人材を確保するため適切な対価の設定等に努めるほか、外部制作事業者の活用にあたっては、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第7版)(令和2年9月公表)に従って、特に価格交渉や価格転嫁について、積極的に協議・相談に応じるなど、適正な製作取引の確保に努めるとともに、適正な製作環境の確保にも努めること。

- 令和4年12月のNHKにおける稟議で、衛星放送番組のイン

ターネット活用業務に係る設備調達に関し、違法性が疑われる支出は認められなかったものの、令和5年度収支予算・事業計画との関係で明確な説明が行われたいまま手続が進められていた事案が明らかになった。また、令和5年12月には、取材に関する情報の流出が明らかになり、加えて、報道局職員による、飲食を伴う取材活動の経費の申請に関する不正請求が認定された。こうした不祥事は、受信料収入によって成り立つ協会に対する国民・視聴者の信頼を著しく損なうものであり、引き続き、経営委員会及び監査委員会並びに執行部がそれぞれの職責を果たし、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に組織を挙げて全力で取り組むとともに、放送法に基づきNHKグループの業務の適正を確保するための体制整備を適切に図ること等によりNHKグループ全体でのコンプライアンスを確保・徹底すること。

- 平成25年7月に首都圏放送センターの記者が長時間労働による過労で亡くなられたことを受けて、業務の体制や進め方、勤務制度の見直しを行っていたにもかかわらず、令和元年10月に管理職の職員が亡くなり再び労災認定を受ける事態となったことを重く受け止め、これまでの健康確保の施策を再点検した上で、再発防止を徹底すること。また、平成29年12月に協会が自ら定めた「NHKグループ 働き方改革宣言」について、経営委員会、監査委員会、執

行部がそれぞれの役割を適切に果たしながら推進できるよう、ガバナンスの点検・強化に真摯に取り組むこと。

- 女性職員の採用及び役員（経営委員を除く。）・管理職への登用を積極的に拡大すること。また、ワークライフバランスに関する取組の一層の充実、女性の活躍に関する情報の積極的な公表等、協会が自ら定めた「日本放送協会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」（令和3年3月）に記載した目標の達成に向けた取組を確実に実施し、また、これに加え、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。
- 放送法に基づき、中期経営計画、経営委員会及び理事会の議事録など協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等の情報公開を一層推進することにより、運営の透明性の向上を図り、自ら説明責任を適切に果たしていくこと。
- 協会と民間放送の二元体制の下で、地域においても、多様な放送番組を視聴できる環境を維持するため、放送ネットワークの維持・管理に関する民間放送事業者との連携・協力について、放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和5年法律第40号）により、地上波中継局について民間放送事業者等との共同利用が可能となることも見据え、放送全体のプラットフォームとして、ネットワーク効率化の取組を着実に実施していくこと。

5 受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組等

- 令和6年度の支払率は78%、営業経費率は9.3%となる見込みである。未契約者及び未払者対策について、協会は、従来の巡回訪問中心の契約・収納活動から、デジタル・書面・電話などによる効率的な契約・収納活動への転換等を進めるとしているところ、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向け、営業活動の合理化・適正化を図りつつ、支払率向上のため、民事手続及び割増金制度の適切な活用を含め、より一層の取組を進めること。
- 受信契約の勧奨等に際しては、平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の締結や受信料の支払いに国民・視聴者の理解が得られるよう努めること。
- 国民生活センター及びNHKふれあいセンターに寄せられた意見等も踏まえ、引き続き、受信契約の勧奨等の業務の適正を確保するための体制や案内方法などについて、不断に点検及び見直しを行うこと。

6 大規模災害及びサイバーセキュリティに対応するための公共放送の機能の強靱化

- 令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震における経験も踏

まえ、災害時には、放送が被災者をはじめとした国民・視聴者にとって特に重要な情報源となることに留意し、政府・地方公共団体等の関係機関や民間放送事業者等と連携しつつ、放送が途絶することのないよう、停電対策を含め放送設備の維持・復旧に取り組むとともに、迅速かつ正確な報道を行うこと。また、被災者に対する情報伝達手段を確保するため、避難所等における受信設備設置等の視聴環境整備の支援に努めること。

- 災害時には、特にSNS等による偽・誤情報の発信・拡散も想定されることから、放送等を通じて偽・誤情報への注意喚起を国民・視聴者に呼びかけること。
- 災害からの復旧・復興の観点から、国内放送のみならず、国際放送によるニュースや番組の充実等を通じて、被災地の取組を支援すること。
- 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化を図ること。
- サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に定める重要社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に万全を期すこと。
- 偽・誤情報対策に係る技術開発等に努めること。

7 放送センターの建替及び公共放送の機能の地方分散等

- 放送センターの建替については、引き続き、建替の経費が受信料により賄われることを十分認識し、「基本計画」の合理性・妥当性等、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすとともに、既存業務の見直し等を踏まえつつ、事業規模について不断に精査を行い、建替の内容や工期等の見直しなどを早期に具体化すること。その際、新放送センター及び各地の地域放送会館その他全般にわたり、建設費の圧縮に徹底的に取り組み、その成果を国民・視聴者に還元すること。
- 地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点から、あるいは、災害時のバックアップ機能の充実の観点から、引き続き、公共放送の機能の地方分散に取り組むこと。

NHK経営計画 2024-2026年度

究極の使命は、「健全な民主主義の発達に資する」こと(放送法第1条) 今、日本の公共放送(メディア)NHKに何が求められているのか

公共放送(メディア)をとりまく環境が大きく変化しています。

自然災害の激甚化が進むなか、視聴者・国民のみなさまの命と暮らしを守る緊急報道の重要性はこれまで以上に増えています。また、デジタル化の加速は社会の利便性を高めた一方、フェイクニュースのまん延で社会の混乱を招くなど、負の側面が課題となっています。“正確で信頼できる情報”への期待は、一層高まっています。

世界では、ロシアによるウクライナ侵攻をめぐって、政府から独立して公平公正な報道等を行い、「健全な民主主義の発達に資する」という公共放送の役割が再認識されています。

公共放送であるNHKも、情報空間の健全性を確保することで、平和で豊かに暮らせる社会を実現し、民主主義の発展に寄与することが求められています。

こうした経営環境のなかで、NHKは次の3か年において、2つの基軸をもとに公共放送の役割を果たしていきます。

ひとつは「**情報空間の参照点**」を提供することです。インターネット上で不確かな情報があふれるなか、視聴者・国民のみなさまにとっての“よりどころ”となる、正確で信頼できる社会の基本的な情報を提供したいと考えています。

もうひとつは「**信頼できる多元性確保**」に貢献することです。民主主義の基盤である多角的な視点を確保するために、情報空間において、伝統メディアが競い合いそれぞれの信頼性を高めることに寄与したいと考えています。

「情報空間の参照点」の提供

信頼できる基本的な情報を提供すること

「信頼できる多元性確保」への貢献

民主主義の基盤である多角的な視点

適切な資源管理とテクノロジーの力で、コンテンツの“質・量”を確保
世界的インフレ、厳しい財政状況のなかでも、1割値下げした受信料額を堅持

コンテンツ戦略 6つの柱

それぞれに目標を持って、視聴者・国民の「公共的価値」を実現

① デジタルと放送が連携して
災害時になくてはならない命綱に

② “フェイク”の時代だからこそ
顔の見える信頼のジャーナリズム

③ 民主主義の一翼を担い
平和で持続可能な世界の構築に貢献

④ 世界で輝く
良質な教育・幼児子どもコンテンツ

⑤ 未来を見つめ 人生を豊かにする
教養・エンターテインメント

⑥ 幅広いジャンルと地域情報で
多様性・多元性の実現

放送、デジタル、展開。すべてはコンテンツ起点で考える

～メディア(波)は削減し、コンテンツに集中(衛星、ラジオを整理) / 先端テクノロジーの活用でコンテンツ制作環境を高度化～

緊急報道から大型国際コンテンツまで ~多様なコンテンツによる公共的価値の創造~
コンテンツ戦略 6つの柱

①	デジタルと放送が連携して 災害時になくてはならない命綱に		<p>自然災害の頻発・激甚化に対し、強みや特性を生かして「命と暮らしを守る」報道を深化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害情報マップ」の展開 ・データジャーナリズムの進化 ・「情報棟」新システムの有効活用
②	“フェイク”の時代だからこそ 顔の見える信頼のジャーナリズム		<p>フェイクニュース、フィルターバブル等の課題に世界の報道機関等と連携して対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取材過程の見える報道の展開 ・他の報道機関とも連携
③	民主主義の一翼を担い 平和で持続可能な世界の構築に貢献		<p>情報空間の健全性を確保し、持続可能な社会を目指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界の“今”を正しく理解するための情報の多様性 ・「安全保障」「SDGs」「脱炭素」など世界的課題の解決
④	世界で輝く 良質な教育・幼児子どもコンテンツ		<p>子どもから大人まで世代に合わせた学びに役立つ教育コンテンツを開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Eテレの今日的役割を明確化 ・新キャラクターを開発しグローバル展開への挑戦
⑤	未来を見つめ 人生を豊かにする 教養・エンターテインメント		<p>放送100年を迎えたメディアとしてアーカイブスも活用して“人間の未来”を後押し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型教養ドキュメンタリーの展開 ・大河ドラマ「べらぼう」を軸に、日本文化を強く発信 ・NHKが保有する映像資産を最大限活用
⑥	幅広いジャンルと地域情報で 多様性・多元性の実現		<p>これぞNHKという人気定時番組の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルサービスの強化 ・全国ネットワークを生かした効率的で質の高いコンテンツ


地域からグローバルまで ～民主主義の健全な発展に貢献～

地域

- 厳しい財政状況のなかでも、価値の源泉である、取材・制作の基盤的資源へ投資
- 災害対応、地域取材を基軸に、一律化することなく、それぞれの地域に合った形態でサービスを展開していく

(参考) 経年実施の「地域指標調査」から各地の地域問題に対する意識は、ここ数年で「風水害」「安全保障」「教育」などが相対的に上昇

⇒NHKの地域サービスへの期待は、災害対応と地域取材が核



国際

国際発信(フロー)

- 戦略的に強化してきたニュース・情報発信を、今日的な問題・関心のもと、再強化
- 視聴環境の変化に合わせて、デジタルもフル活用

⇒ 分断、民主主義の危機が進むなか、国際発信を再強化し「日本の視座」を発信

国際展開(ストック)

- 各国で浸透するOTT[®]ほか、コンテンツの流通革命に合わせ、戦略的に制作・展開の可能性を探る
→ 結果、副次収入増等にも貢献
- 米国ハリウッド等との本格協業による社会派ドラマ
- 黎明期の名作も含めた“NHKアニメ”の多面展開等

⇒ 世界各国で多様な消費をされるコンテンツ市場で、「日本の視座」を発信

※インターネットを通じて提供されるコンテンツ配信サービス

情報空間全体の多元性確保への貢献

基幹となる二元体制維持

(予算規模:600億円^{*)}～将来の受信料負担の軽減に貢献～

ネットワーク効率化に向けた取り組み
(共同利用型モデルの導入、持続可能な代替手段の検討等)

- 経済合理性を大前提に、民放と協調して積極的に対応していく



※「NHK経営計画(2021-2023年度)」※2023年1月修正において、当中期経営計画期間に支出するものとして算定し、経営委員会が議決したもの

メディア産業全体のために

(予算規模:100億円^{*)}～地域を含むメディア産業全体の多元性確保に貢献～

情報空間の健全性確保への貢献
(外部連携による取り組み)

- オリジネーター・プロフィール技術研究組合への参加
- Trusted News Initiativeへの参加 等

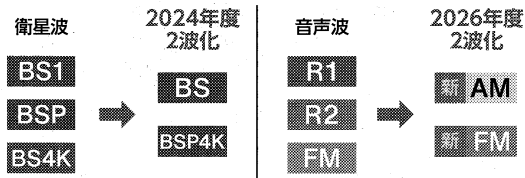
外部との協調・連携

- “共存共栄”のための外部制作比率の確保(衛星)
- 取引について、より透明化し、公正性の確保を推進(人権とビジネスの観点も含めて)
- 業界全体の底上げの取り組み 等

事業構造改革と新規領域創造を同時に進める経営改革

事業支出改革

- コンテンツの総量削減、設備投資の大幅削減等により、収支改善 (△1,000億円削減の実現)
- コンテンツDXの推進、クラウド時代のワークフロー見直し等で実現
- メディアの整理・削減 (衛星1波・音声1波を削減)



受信料収入

- 公平負担の徹底を図るため、視聴者との接点(デジタル・書面・対面・外部団体等)を開発・拡大し、契約申し出・支払いの利便性やNHKへの理解を高める、時代に即した「新たな営業アプローチ」を推進

⇒ 支払率は現在の水準を維持する

副次収入等、受信料外収入の拡大検討

- コンテンツの流通革命に合わせ戦略的に制作・展開 → 海外展開等の効果としての副次収入増を図る
- 関連団体からの受取配当金増加

収支計画(事業収支)

(2027年度で収支均衡)

区分 (億円)	2024年度		2025年度		2026年度	
		増減		増減		増減
事業収入	6,021	△418	5,934	△87	5,945	11
うち受信料	5,810	△429	5,730	△80	5,655	△75
事業支出	6,591	△128	6,334	△257	6,195	△139
事業収支差金	△570	△290	△400	170	△250	150
還元原資による 補填	570	-	400	-	250	-

● インフレ下であっても、「NHK経営計画(2021-2023年度)※2023年1月修正」の“約束”を果たし、収支均衡・値下げした料額を堅持

「信頼」がすべての源 視聴者・国民から「信頼」されるNHKの組織運営へ

「信頼」をつくり出す現場マネジメント ～現場力の強化～

経営マネジメント ～説明可能・アカウンタブルな経営の徹底～

- 経営の意思決定プロセスの明確化、透明性向上
- 内部統制強化の一環として、すべての稟議書の査閲など監査委員会の機能充実を図る
- 協会・関連団体の運営、業務、財産に関する重要な内容に対し、とくに「ガバナンス」の観点から、経営委員会が、執行部と審議・検討する定期的な会議体を設置
- 経営委員会がより幅広く意見を集め、多元性の確保など、ガバナンスに生かす取り組みを強化

※本計画は公表日現在(2024年1月)の放送法に基づいたものです。放送法等関係法令が改正された場合には必要に応じて見直します。
※収支、支払率等は公表日現在(2024年1月)での想定であり、経済状況の変化などによって見通しが変動する可能性があります。

放送法第71条の2第2項第1号・第3号に規定された事項について

本計画における、放送法第71条の2第2項第1号および第3号に規定された記載事項は、以下のとおりである。

第1号 中期経営計画の期間

2024年度から2026年度まで(2024年4月1日から2027年3月31日)の3か年とする。

第3号 協会が行う業務の種類及び内容

- (1) 国内放送として、テレビジョン放送(総合テレビジョン、教育テレビジョン、NHK BS、NHK BSプレミアム4K、BS8K)、中波放送(第1放送、第2放送)、超短波放送(FM放送)を実施する。
- (2) 国際放送として、邦人向け、外国人向けテレビジョン放送、ラジオ放送を実施する。
- (3) インターネット活用業務として、総務大臣の認可を受けた実施基準に基づき、放送番組、理解増進情報を提供する。
- (4) 調査研究として、放送番組及び放送技術の両分野にわたって調査研究活動を行う。
- (5) 上記のほか、放送法第20条第2項(上記(3)を除く)及び第3項の業務を実施する。

理 由

日本放送協会から総務大臣に提出のあった同協会令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第70条第2項の規定により総務大臣の意見を付すとともに、中期経営計画を添えて国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなっているからである。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議

〔衆議院総務委員会 令和6年3月21日(木)〕

政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 協会は、放送番組の編集に当たっては、受信料を財源とする公共放送の性格を定めた放送法の趣旨を十分踏まえ、事実に基づく放送に強い責任を自覚し、かつ政治的公平性を保つとともに、「人にやさしい放送」の更なる拡充により放送のバリアフリー化を進め、我が国の公共放送としての社会的使命を果たすこと。
- 二 政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性に鑑み、協会を含めた放送事業者の番組編集について、引き続き自主・自律性を尊重すること。また、経営委員会委員の任命に当たっては、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者から、教育、文化等の各分野及び全国各地方が公平に代表され、かつ、女性の比率を引き上げるなど多様な意見が反映されるよう幅広く選任するよう努めること。
- 三 協会は、その運営が受信料を財源としていることを踏まえ、国民・視聴者に対し、情報を十分に開示し、説明を尽くすこと。また、そのために、経営委員会及び理事会等における意思決定過程や、財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営の状況、調達に係る取引等を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、経営委員会及び理事会の議事録の適切な作成・管理を行うとともに、原則として公表すること。
- 四 協会は、その放送番組において、不正確な又は視聴者の誤解を招く表現により、協会の放送の信頼を損なう事態があったことを踏まえ、番組制作過程における責任ある体制の構築、チェック機能の強化等、徹底した再発防止に努めること。
- 五 協会は、平成二十九年十二月の最高裁判決にも鑑み、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民・視聴者の理解の促進や信頼感の醸成に協会一体となって、一層努めること。また、支払率の低下について、その原因を分析し、対処方法について検討を行うこと。なお、令和五年四月から運用を開始した割増金については、個別事情に配慮し、適切な対応を行うこと。
- 六 協会は、音声波の削減については、災害時における情報提供手段としての高い有用性があること、ラジオ第二放送が民間放送事業者の手掛けにくい教育・教養番組の放送を多面的に行っていること等を考慮した検討を行うこと。
- 七 協会は、放送センターの建替えについては、受信料を財源としていることを踏

- まえ、放送センターの建設計画の抜本的な見直しの具体的な内容を早急に明らかにし、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすとともに、建替えに係る費用の圧縮に徹底的に取り組み、その成果を国民・視聴者に適切に還元すること。
- 八 経営委員会は、放送法が定める協会の自律性を担保するために、協会の経営に関する重要事項を決定する権限と責任を有する最高意思決定機関であることを深く認識し、職務を遂行するに当たっては、放送法を遵守し、特に、何人からも介入されることのない個別の放送番組の編集への経営委員会の介入が疑われるような行為は厳に慎むこと。また、協会が放送法に定められた役割を的確に果たせるよう、監督権限を行使すること。
- 九 協会は、協会が中小企業との価格交渉や中小企業からの価格転嫁の要請への対応が消極的であると評価されたことを踏まえ、他の事業者との取引に当たっては、社会や経済の状況に鑑み、価格交渉に適切に応じ、適正な価格による取引の実現に努めること。
- 十 協会は、経営改革の実行に当たっては、職員の雇用の確保及び処遇の改善に十分配慮すること。なお、職員給与の決定に当たっては、長年にわたる職員給与の抑制、業務量の増加及び人員の削減に起因する職員の負担の増大、民間企業従業員の賃金や物価の上昇等を踏まえ、適正な水準とすること。
- 十一 協会は、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先すべきであったにもかかわらず、過労により職員が亡くなる事態が再発してしまった事実を厳粛に受け止め、適正な業務運営と労働環境確保に全力で取り組むこと。また、ハラスメントの防止など職場の環境改善を進めるとともに、障害者の雇用率の向上及び女性の採用・登用の拡大を図ること。
- 十二 協会は、受信料を負担する国民・視聴者共有の財産であることを自覚し、放送と通信の大融合時代にふさわしい公共放送の在り方、受信料の在り方について、引き続き真剣に検討し、新しい社会と技術に対応した公共メディアとして将来にわたって持続・発展していくことを可能とする経営ビジョンを早急に構築すること。
- 十三 協会は、国民・視聴者に対する還元等により、当面、事業収支差金の赤字が見込まれていることについて、必要な還元を進めつつも、不断の経営改革により、できる限り早期に赤字予算を解消し、受信料収入と事業規模との均衡を確保すること。この場合において、中期経営計画で掲げた事業支出の削減に当たっては、国民・視聴者に対する大幅なサービス低下を招かないよう、コンテンツの質を担保するための環境整備に十分に配慮すること。

十四 協会は、インターネット常時同時配信等通信分野における業務の実施に当たっては、社会実証の結果や民間放送事業者の見解に十分留意しつつ、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握し、国民・視聴者に対する情報提供や関係者間での情報共有及び連携を図るよう努めること。

十五 協会は、自然災害が相次いでいる現状に鑑み、地震災害、風水害、雪害等、いかなる災害時にも放送・サービスが継続され、正確な情報が国民に伝達されるよう、令和六年能登半島地震で明らかになった課題も踏まえ、中継局を含む放送設備の整備と非常時の体制の強化、偽情報・誤情報の流通・拡散を防止する取組の強化を図ること。また、政府は、協会その他の放送事業者が災害時に備える取組を推進することができるよう支援を行うこと。

十六 協会は、国際放送については、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝え、我が国に対する理解を促進するよう努めること。また、世界情勢等に鑑み、在外邦人に対し、生命と身体の安全に関する情報を適切に伝えるよう努めること。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議

〔参議院総務委員会 令和6年3月29日(金)〕

政府及び日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼に応えることができるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、協会は、公共放送としての社会的使命を認識し、政治的公平性を確保し、事実を客観的かつ正確、公平・公正に伝え、真実に迫るための最善の努力を不断に行うとともに、意見が分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の原則を遵守すること。

二、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、協会を含めた放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。

また、経営委員の任命に当たっては、女性委員の比率を引き上げることなどにより多様な意見が反映されるよう、幅広く選任するべく努めること。

三、経営委員会は、放送法が定める協会の自律性を保障するために、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担っていることを深く認識し、協会が放送法に定められた役割を確実に果たすよう、執行部との適切な連携を図りつつ、権限を行使すること。

また、協会は、経営委員会及び理事会等における意思決定過程等を明らかにするため、経営委員会及び理事会の議事録の適切な作成・管理を行うとともに、原則としてこれを公表すること。

四、協会は、不祥事が相次いでいる現状を踏まえ、国民・視聴者の信頼を回復するため、公共放送を担う者としての役職員の倫理観を高め、ガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底、不祥事の再発防止策の確実な実施等を組織一体となって行うことにより、不祥事の根絶に努めること。

特に、協会の放送番組において、不正確な又は視聴者の誤解を招く表現により、放送の信頼を損なう事態があったことを踏まえ、番組制作過程における責任ある体制の構築、チェック機能の強化等、徹底した再発防止に努めること。

五、協会は、国民・視聴者に対する還元等により、当面、事業収支差金の赤字が見込まれていることを踏まえ、必要な還元を進めつつも、不断の経営改革により、できる限り早期に赤字予算を解消し、受信料収入と事業規模との均衡を確保すること。

なお、事業支出の削減に当たっては、国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう、コンテンツの質と量を担保するための環境整備に十分に配慮すること。

六、協会は、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民・視聴者の理解を促進し、受信契約の締結は視聴者の理解を得た適正なものでなければならないことを認識した上で、営業活動の一層の合理化・適正化に向けて不断の見直しを行うこと。

また、支払率の低下について、その原因を分析し、対処方法について検討を行うなど、受信料の公平負担の徹底に努めること。

なお、令和五年四月から運用を開始した割増金については、個別事情に配慮し、適切な対応を行うこと。

七、協会は、音声波の削減については、災害時における情報提供手段としての高い有用性があること、ラジオ第二放送が民間放送事業者の手掛けにくい教育・教養番組の放送を多面的に行っていること等を考慮した検討を行うこと。

八、協会は、放送センターの建設計画の抜本的な見直しの具体的な内容を早急に明らかにし、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすとともに、建替えに係る費用の圧縮に徹底的に取り組み、その成果を国民・視聴者に適切に還元すること。

九、協会は、業務の合理化・効率化を推進するとともに、調達に係る取引の透明化、外部制作事業者の活用等を迅速かつ確実に実施し、経営改革に積極的に取り組むこと。なお、外部の事業者との取引に当たっては、社会や経済の状況に鑑み、価格交渉に適切に応じ、適正な価格による取引の実現に努めること。

また、経営改革に当たっては、職員の雇用の確保及び処遇の改善に十分配慮し、特に職員給与の決定においては、業務量の増加及び人員の削減に起因する職員の負担の増大、民間企業における賃金や物価高騰等を踏まえ、適正な水準とすること。

十、政府及び協会は、デジタル時代における放送の持続的な維持・発展を図るため、公共放送、受信料制度及び協会のインターネット活用業務の在り方を含む放送制度について引き続き検討を行うこと。

また、協会は、インターネット活用業務の実施に当たっては、その影響力の大きさを十分認識し、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握するとともに、関係者間での情報共有及び連携を図るよう努めること。

十一、協会は、地域の関係者と連携しながら、地域ならではの魅力を紹介し、地域の活性化及び発展に寄与するコンテンツを充実するとともに、国内外に向けた積極的な発信に努めること。

また、激動する国際情勢等に鑑み、我が国に対する理解が促進されるとともに、在外邦人に的確な情報が提供されるよう、国際放送及び海外発信の一層の充実を図ること。

十二、協会は、自然災害が相次いでいる現状に鑑み、いかなる事態においても放送・サービスが継続され、正確な情報が国民・視聴者に伝達されるよう、令和六年能登半島地震で明らかになった課題も踏まえ、中継局を含む放送設備の整備と非常時の体制の強化、偽情報・誤情報の流通・拡散を防止する取組の強化を図ること。

また、政府は、放送事業者が災害時に備える取組を推進することができるよう支援を行うこと。

十三、協会は、障がい者、高齢者及び外国人に対し、十分な情報アクセス機会を確保し、デジタル・デバイドを解消するため、新たな技術の開発・活用などにも取り組み、字幕放送、解説放送、手話放送など「人にやさしい放送」の一層の充実等を図ること。

十四、協会は、過労により職員が亡くなる事態が再発してしまった事実を厳粛に受け止め、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先に確保し、適正な業務運営と過重労働防止やハラスメント防止などの労働環境の改善に全力で取り組むこと。

また、障がい者の雇用率の一層の向上及び女性の採用・登用の拡大を図ること。

右決議する。